平成２３年（フ）第１４８号
静岡県浜松市中区茄子町９番地の５
債務者　株式会社信和興業
特別代理人　平尾　竜太
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　啓悦
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
大津市際川２丁目23番23号
債務者　有限会社ひえ
代表者取締役　竹内　　亨
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午前11時30分
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７号
大分市横田２丁目６番47号
債務者　株式会社アスピカル
代表者代表取締役　溝邉　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千野　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午後３時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４３号
福岡市東区馬出２丁目20番６号
債務者　有限会社シティー開発
代表者取締役　熊手　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊黒　忠昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６５号
福岡市中央区草香江２丁目５番20号コモド大壕202号、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区赤坂３丁目６番43号
債務者　株式会社ビーアイシー
代表者代表取締役　藤本　卓也
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　雅也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６６号
福岡市中央区草香江２丁目５番20号コモド大壕202号、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区赤坂３丁目６番43
債務者　株式会社オフィス・コルレオーネ
代表者代表取締役　藤本　卓也
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　雅也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０号
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1353番地
債務者　有限会社軽井沢マウンテン牧場
代表者代表取締役　萩原　正顕
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古平　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前11時30分
前橋地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３４３３号
福岡県筑紫郡那珂川町中原１丁目53番７―302号　プレジュール博多南
債務者　中野　　進
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　尚志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９４号
福岡県久留米市諏訪野町14番地20
債務者　細江　克己
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　邦治
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７９号
横浜市西区東ケ丘41番地の２
債務者　石坂　昌久
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　　暁
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６号
栃木県宇都宮市城南３丁目12番６号
債務者　宇梶　一人
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７０号
栃木県鹿沼市下田町１丁目1025番地
債務者　鈴木　明男
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７１号
栃木県鹿沼市下田町１丁目1025番地
債務者　鈴木千代恵
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２６号
神戸市垂水区南多聞台７丁目32番202号
債務者　柳井原　勲
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　文茂
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３１号
福岡市南区弥永２丁目21番３号
債務者　安達　正則
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　康夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部